平成２７年（フ）第７８９号
大阪府八尾市田井中１丁目100番地、前住所
大阪府豊中市上津島２丁目22番26号
債務者　宮川　芳和
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２号
栃木県足利市利保町３丁目15番地21、前住所
栃木県足利市助戸東山町931番地　グリーンハウス203
債務者　シンクタンクこと　亀井　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１号
栃木県足利市大前町716番地11
債務者　上野　正人
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１３号
岡山市南区福富西１丁目３番31号
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
岡山市北区平山1092番地７
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２７年（フ）第１２３号
埼玉県戸田市大字新曽1665番地、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区池袋２丁目52番２号クレーク池袋401
破産者　有限会社トライテック
代表者取締役　中村　清一
1　主文　平成27年３月２日午後５時になした破産手続開始決定中、破産者の住所が「埼玉県戸田市大字新曽1664番地、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区池袋２丁目52番２号クレーク池袋401」とあるのを「埼玉県戸田市大字新曽1665番地、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区池袋２丁目52番２号クレーク池袋401」と更正する。
2　決定年月日　平成27年３月18日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３８１号
新潟市西区小針５丁目７番２号、住民票上の住所新潟市西区大野町3708番地
破産者　髙橋　　勇
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第２８８８号
大阪府東大阪市御厨中１丁目18番27号
破産者　有限会社佐藤設備
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字火打池３番地１
破産者　オカエクスプレス株式会社
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
大分県国東市国東町富来浦1520番地
破産者　田幸建設株式会社
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
大分県国東市国東町北江3343番地の１
破産者　テイケイ石油株式会社
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
北海道旭川市１条通20丁目左７号
破産者　岸田土建株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６３号
東京都昭島市武蔵野２丁目10番８号
破産者　株式会社宝泉
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５４号
東京都福生市大字福生638番地ダイアパレス福生Ⅲ―307号室
破産者　高山　幸男
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７４１号
東京都西東京市谷戸町１丁目22番４―409号
破産者　黒沢　保彦
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５８号
岐阜市三歳町５丁目１番地７
破産者　梅本株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１３号
三重県度会郡玉城町佐田733番地の19
破産者　株式会社玉城建設工業
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係